

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（802））

2. 日 時：平成30年3月26日 13時30分～18時05分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎企画調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、津金主任安全審査官、安田主任安全審査官、照井安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、堀野技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他16名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部器耐震技術グループ 副長 他3名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム 副課長

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震設計土木） 課長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、3月19日、22日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、耐震性に関する説明書及び津波への配慮に関する説明書について、説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

＜耐震評価対象の網羅性、既工認との手法の相違点の整理について＞

- 既工認との手法の整理一覧表について、土木構造物（防潮堤等）を上部工と下部工の構造形式等で分類し、接合部等を含めた特徴を踏まえ、工認実績のない手法を整理して提示すること。
- 弾性設計用地震動 $S_d$ による評価を省略する記載について、省略する範囲（ $S_s$ 地震時の評価に包絡される範囲等）を明確にした上で、鉛直地震動の扱いを踏まえ省略の理由及び根拠を別途資料に整理して提示すること。
- サービス建屋の波及的影響に係る衝突評価について、大飯3、4号機以外の先行プラントの適用実績も考慮して整理して提示すること。
- 建物・構築物の評価対象として、原子炉建屋付属棟の地下外壁の応力解析による評価を追加すること。
- 土木構造物（防潮堤等）に用いる鋼材の減衰定数を3%と設定した根拠について、設計体系において適用する地震応答解析方法を踏まえ整理して提示すること。
- 主排気筒について、既工認との手法の相違点を整理して提示すること。
- 原子炉建屋基礎の人工岩盤の扱いについて、既工認との相違点を整理して提示すること。

<地盤の支持性能について>

- 直接基礎及び杭基礎の極限支持力算定式において、地盤の粘着力及び支持岩盤の一軸圧縮強度として Km 層の非排水せん断強度を適用できる根拠と妥当性について、整理して提示すること。
- 杭先端の支持岩盤への接地圧算定方法について、杭と地盤との境界条件を含め、具体的に提示すること。
- 既往のPS検層結果で敷地全域を代表できる理由と根拠について、整理して提示すること。
- 追加室内液状化試験結果を踏まえた設計方針について、整理して提示すること。
- 室内液状化試験回帰曲線及び解析用液状化強度特性については、追加室内液状化試験結果も含め、整理して提示すること。

<防潮堤の設計における考慮事項>

- 東海第二発電所におけるシートジョイントの構造仕様（取付部詳細等）が決定した段階において、高浜発電所4号機で実施した試験と東海第二発電所での使用条件の比較を再度検討すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 耐震性に関する説明書に係る補足説明資料（耐震評価対象の網羅性、既工認との手法の相違点の整理について）
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可段階で示した解析用液状化強度特性の代表性及び網羅性について